

処理施設確認Q&A 【廃水処理プラント編】

2021年1月現在

区分	質問	回答
立地条件	○用途地域	工業専用地域
	○敷地面積	2,917.87 m ²
	○建築延床面積	2,111.75 m ²
情報公開	○施設の情報公開をしているか	産廃情報ネット < http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u5.php?Param1=8&Param2=04307&Param0=&menu=2 >
	○受入から搬出までのフロー図は公開されているか	弊社HP「処理施設」のページをご参照の事。
	○中間処理後の搬出先フロー図は公開されているか	弊社HP「処理施設」のページをご参照の事。
	○中間処理後のリサイクルの形態を情報公開できるか	
	○地域とのコミュニケーションがとれているか	事業所地域の自治会、消防及び警察の協力支援団体に加盟し、活動している。災害時に備え、新砂三丁目地区事業所災害時相互応援協定連絡会に所属し、定期的な防災訓練に参加している。2009年7月から地域定期清掃に取り組み、江東区アダプトプログラム事業「こうとう まち美化応援隊」は2010年7月から参加している。 弊社HP「環境への取り組み」のページをご参照の事。
	○処理施設からの排ガス、排水等が測定されて規制基準値内であるか又は苦情・要望はあるか	処理水の排水は自社による水質分析を実施、管理している。乾燥機・ボイラ等の排ガス、騒音・振動は生活環境モニタリング計画表に基づき定期測定を実施している。測定結果はHPにて公開している。 臭気、振動・騒音は敷地境界外でのパトロールを実施し、維持している。苦情とならないよう非正常作業に注意を払い、必要に応じて近隣説明を実施している。 弊社HP「処理施設」のページをご参照の事。
	○ISO14001（2015年度版）は取得しているか	全社としては2005年2月に認証登録しているが、当事業所は2011年1月に拡大審査を経て登録している。 HP < http://www.keiyokogyo.co.jp/publics/index/23/ >
情報公開については本ホームページ及び産廃情報ネットで公開		HP < http://www.keiyokogyo.co.jp/ > 産廃情報ネット < http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u5.php?Param1=8&Param2=04307&Param0=&menu=2 >
処理	○処理能力に余裕はあるか	処理能力に対して75%で調整している
	○処理施設の点検記録、維持管理記録の保管	運転管理記録簿上にて3年間保管
実績報告	○「産業廃棄物処理実績報告書」の行政への提出	産廃情報ネット：施設および処理の状況（処分業者）直前3年間の産業廃棄物の受入量、処分量、残さ処分量（画像添付）参照 産廃情報ネット < http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u5.php?Param1=8&Param2=04307&Param0=&menu=2 >
資格者・責任者	○産業廃棄物処理責任者	法定責任者として、産業廃棄物中間処理施設技術管理士及びし尿・汚泥再生処理施設技術管理士を取得している工場長が担っている。補完する資格者を順次養成し、2名存在している。また制限が生じる、教育が必要な設備運転及び作業においては有資格者を、法的な責任者にはその能力を有する人員を配置している。
	○産業廃棄物処理施設技術管理者	
	○産業廃棄物管理責任者	
保管量	○処理前後の保管量は許可範囲内であるか	施設内許可看板の通り 処理前（投入槽A,B:255.86m ³ ） 処理後（脱水ケーキホツパ:45m ³ 乾粉ホツパ:25m ³ 合計70m ³ ）
受入	○廃棄物の受入の際に、その内容・量を適切に確認しているか	新規の場合は「手順書」に基づき、事前にサンプル、WDS、発生工程表の提出を求めている。また、搬入時はその場でサンプルを採取している。量は、トラックスケールで計量している。
	○廃棄物を分析する自社設備はあるか	事務所棟に分析室を設置し、BOD測定装置、多項目水質測定用吸光度計、TOC計、水分計、塩分計、マッフル炉等の分析機器を保有している。
施設許可	○15条対象の施設を有しているか	汚泥の脱水施設（3基）、汚泥の乾燥施設 弊社HP「処理施設」のページをご参照の事。
	○産業廃棄物中間処理の許可を取得しているか	弊社HP「許可取得一覧」のページをご参照の事。
保管施設	○保管施設は、周囲に囲いが設けられているか	・吸引車等によって搬入された処理受託廃棄物は、施設屋内ピットに貯留されフローに従い連続処理。 ・廃容器飲料については、倉庫内（24時間カメラ監視）にて施錠し保管。
	○産業廃棄物が地下に浸透、悪臭が発生しないような必要な措置がとられているか	・処理場の廃水処理槽はすべて密閉式のコンクリート構造及びライニング構造となっている。場内は、すべてコンクリート敷きのため地下に浸透はしない。 ・臭気の漏洩対策として、シートシャッター及びエアーカーテンによる臭気の遮断を行なっている。
	○保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、排水溝等の設備を設けているか	施設内及び敷地境界に側溝を設置し、汚水は処理施設に返送処理をしている。
処理料金	○処理料金は公開しているか	個別見積書による。 （弊社ホームページより問い合わせをいただくか、営業部窓口にご相談下さい。お見積りは無料です。）
環境分析	○法定での環境測定の義務はあるか	乾燥機、ボイラは大気汚染防止法のばい煙発生施設であるため、同法及び東京都環境確保条例に基づき、排ガスのばいじん、窒素酸化物、硫酸酸化物を年に二回測定し、毎年東京都大気汚染防止課へ報告している。当事業所施設全般は産業廃棄物処理施設（15条施設）であり、し尿処理施設であることから下水道法の特設施設に該当する。そのため下水放流水の水質（pH、温度、SS、BOD、n-Hex、T-N）を定められた頻度で測定している。（自社分析：週一回 第三者分析：月一回） 弊社HP「処理施設」のページをご参照の事。
環境対策	○汚染防止のための排水設備並びに底面の不浸透設備が設けられているか	処理場の廃水処理槽はすべて密閉式の水密コンクリート構造及びライニング構造となっている。場内は、すべてコンクリート敷きのため地下に浸透はしない。
近隣住民	○説明会等のリスクコミュニケーションを行っているか	近隣事業所との自治会活動、隣地事業者への設備変更・導入計画の事前説明の実施。